

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

| | |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 住民生活課 |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 6 月 11 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|---------|-------------------------------|
| 許認可等の名称 | 使用の許可 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 美郷町防災コミュニティセンター設置条例第 5 条第 1 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

| | |
|-------------|---|
| 基 準 規 定 | 美郷町防災コミュニティセンター設置条例第 5 条第 1 項、第 6 条 美郷町防災コミュニティセンター管理規則第 2 条第 1 項 |
| 審 査 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町防災コミュニティセンター設置条例 (使用の許可) 第 5 条 防災センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 略 (使用の不許可) 第 6 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、防災センターの使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 防災センターの管理上支障があると認められるとき。 (3) 前 2 号のほか、町長が使用させることを不相当と認めるとき。</p> <p>○美郷町防災コミュニティセンター管理規則 (使用の許可の手続) 第 2 条 美郷町防災コミュニティセンター（以下「防災センター」という。）を使用しようとする者は、当該使用日の 5 日前までに防災コミュニティセンター使用許可申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めた使用については、この限りでない。 2、3 略</p> |
| 参 考 資 料 | |
| 標 準 処 理 期 間 | <p>■設定 □未設定</p> <p>3 日</p> |

| | |
|-------|---------------------------|
| 備 考 | 使用日 5 日前までに申請（規則 2 条 1 項） |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |